

2020年9月16日

2020日台木材製品商談会（台北）の参加者募集について

一般社団法人日本木材輸出振興協会
事務局長 吉野 示右

当協会は、高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（林野庁補助事業：令和元年度木材製品等の輸出促進対策事業のうち）の一環として、台湾・台北で標記商談会を開催することとしており、参加希望者を募集します。

参加を希望される方は、別添の「2020日台木材製品商談会（台北）参加者応募実施要領」を熟読のうえ、別紙の「商談参加申込書」に記載のうえ、令和2年11月13日（金）までにご応募下さい。

別 添：2020日台木材製品商談会（台北）参加者応募実施要領

別 紙：商談参加申込書 

(別添)

2020年9月16日

2020日台木材製品商談会（台北）参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会
事務局長 吉野 示右

1. 実施目的

当協会では、高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（林野庁補助事業：令和元年度木材製品等の輸出促進対策事業のうち）の一環として、輸出に取り組む事業者等による海外販路の開拓や販売促進の取組を支援することを目的として、協会の構成員や木材産地・輸出に取り組む事業者と連携し、台湾・台北での「日本産木材製品商談会」の開催に取り組むこととしています。

2. 商談会の開催地、開催日並びに商談の主要対象品目

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 2020年12月11日（金） 13:30～16:30 |
| 開催地 | 台北南港展覧館 1館5階 504C会議室 |
| 商談品目 | スギ、ヒノキ等国産材を用いた内外装用、構造用、小物用、家具・建具等製品及び付属品 |

3. 実施方法

以下のとおり。

- ① 当協会は、商談参加企業の概要、商談希望などの情報を総括した「商談情報シート」を作成し、双方の企業に提供します。
- ② 当協会は、商談に参加する日本側企業、台湾側企業の双方の要望・意見を踏まえ、バイヤー・サプライヤー双方をマッチングする商談組合せ表を作成し、商談当日の時間割とともに双方の企業に送付します。

- ③ 商談当日、商談会場に設置した商談スペースにおいて、組合せ表に従つて個別商談を行います。
- ④ 商談効果を高めるため、現地展示会への出展に併せて商談会を開催します。また、商談アンケート調査を行います。
- ⑤ 商談後、商談の結果を踏まえ、商談双方の要望に応じた情報の提供や助言を行います。

4. 参加者募集定員数

商談当日の時間制限等があることから、商談会の参加者募集定員数は 10 社程度としています。

5. 応募申請

(1) 応募資格

応募者は、以下の応募要件を満たすことが条件となります。

- ① スギ、ヒノキ等国産材を使用した製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者等であること
- ② 商談会の該当対象としてふさわしい製品であること
- ③ 商談会参加者は商談会開始時刻の 15 分前に商談会場において現地集合、開催後の現地解散となるため、商談会場までの往復旅費等を含むすべての費用（ただし、商談会場の使用料及び通訳料を除く）を自己負担できること
- ④ 当協会が求める商談に必要な書類の提出、商談結果の報告、商談アンケート調査（聞き取り調査を含む）に応じること

(2) 応募の提出書類及び提出期限

商談参加希望者は、別紙の「商談参加申込書」にご記入のうえ、郵送により下記期日までに当協会にご提出下さい。また、郵送と同時に当協会宛てに Fax、又は E メールでご送信下さい。

なお、応募者が募集定員数を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。

商談参加申込書の提出期限：令和2年 11月13日（金）正午

6. 商談参加者の選定等

商談参加者の選定は、応募申請の内容を踏まえ、以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後には、各応募者に通知します。

（審査事項）

- ① スギ、ヒノキ等国産材の輸出促進に資するか。
- ② 商談成果が見込まれるか。

7. その他

（1）本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合には、協会はその対応を定めることが出来るものとします。

（2）商談会中止の場合

協会は、次の場合、商談会の開催を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、商談参加者の損害及び不利益等について、協会は一切その責任を負わないものとします。

- ① 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、商談会が開催中止等となった場合
- ② その他やむを得ない事由により、協会として商談会の開催が不適当もしくは不可能となった場合

（3）商談参加の取り消し等

商談参加者の確定後、商談参加者の都合で参加の取り消しがある場合、書面

をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。ただし、商談参加者の確定後 10 日以内に限ります。

協会は、商談参加者が、本要領に遵守することができない場合には、商談参加の決定を解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、協会は賠償請求できるものとします。

8. 応募・照会窓口

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル

一般社団法人日本木材輸出振興協会

電話番号 (03)5844-6275 FAX 番号 (03)3816-5062

担当者： 吉村、玉本、川面

担当者 E-mail : jwe@j-wood.org